

平成 24 年度「勸告の方向性」に向けた各ワーキング・グループの検討状況

資料 1

(第1WG)

主務府省	法人名 ※は特定独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の	支所等	「勸告の方向性」(案)についての議論のポイント	備考(基本方針等)
					財政支出 (億円) (注3)			
総務省	統計センター※	<ul style="list-style-type: none"> ○国勢調査、消費者物価指数、労働力調査(完全失業率)等国の基幹的統計の製表 ○府省・地方自治体の統計作成の支援 ○政府全体の公的統計基盤の整備・提供 	841 (240)	97	88	—	<p>1) 製表業務における民間委託について、組織体制等のスリム化・合理化を進める上では、民間委託の更なる活用が必要不可欠であるため、民間委託に関する基準・方針等を明らかにするとともに、コスト分析を実施し、民間委託が効率的な場合には実施。</p> <p>2) 組織体制等のスリム化・合理化の工程表となる計画について、具体的な数値を盛り込んだ上で策定し、組織体制等の不断の見直しを実施。</p>	<p>【H24 基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の業務の在り方、職員の身分等について検討し、法人の分類について早急に結論を得る。 ※法人の分類は、「行政執行法人」として位置付け
農林水産省	農畜産業振興機構	<ul style="list-style-type: none"> ○畜産・野菜・甘味資源作物・でん粉原料用いも生産者等の経営安定対策及びその補完対策 ○畜産・野菜の需給調整・価格安定対策、砂糖・でん粉の価格調整 ○経済情勢等の変化に応じた緊急対策 ○生産者や消費者等に対す 	219 (28)	3,483	991	国内事務所:3 か所 (北海道、鹿児島、沖縄)	<p>1) 肉骨粉の適正な処理等の経営安定対策の補完対策について、事務・事業に関する基本方針の指摘を踏まえた更なる縮減を図るため、事業の効果等に加え、補完対策に係る関係機関の議論等を注視しつつ、事業の不断の見直し。</p> <p>2) 契約野菜のリレー出荷に係る特例措置について、実績が低調であることから、生産者及び実需者に加え、流通事業者のネットワークを活用した効果的な周知の実施。ま</p>	<p>【H22 基本方針及び FU 状況】</p> <p>(畜産関係業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23 年3月に中期目標の改定を行い、畜産振興事業の補完対策について「本対策については、事業規模を縮減する」と明記しており、自給飼料、家畜改良、施設整備関係を中心に国直轄事業へ移行するなど大幅に見直し。 →「実施中」 <p>【H22 基本方針及び FU 状況】</p>

主務府省	法人名 ※は特定独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の	支所等	「勧告の方向性」(案)についての議論のポイント	備考(基本方針等)
					財政支出 (億円) (注3)			
		る分かりやすい情報提供					<p>た、実施効果等の検証結果を踏まえた見直し。</p> <p>3) 砂糖勘定について、多額の累積欠損解消に向け、検証体制を構築した上で、調整金負担水準の引上げや交付金単価の引下げ、借入に際しての一般競争入札導入等の措置について、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等の不断の検証・見直し。</p>	<p>(野菜関係業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 野菜関係業務については、契約取引を行う現場のニーズを踏まえて、六次産業化法(23年3月全面施行)の特例措置により、指定産地によらずリレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援を措置。 →「実施期限までに実施済み」 <p>【H22 基本方針及びFU 状況】 (砂糖関係業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 砂糖勘定については、今後とも累積欠損の低減を図るための見直しを行っていく。 →「実施中」 <p>【H24 基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政事業型の成果目標達成法人とする。
農林水産省	農業者年金基金	○農業者年金事業の実施	74 (10)	2,193	1,279	—	<p>1) 加入推進に係る方針として、農業者年金が政策年金であることを踏まえた目標を設定し、活動を重点化するとともに、厳格かつ不断の効果検証を行い、経済性・有効性の高い加入推進活動を実施。</p> <p>2) 市町村や農協等に対する業務委託費について、①委託先における加入推進へのインセンティブを付与・強化す</p>	<p>【H24 基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型の成果目標達成法人とする。

主務府省	法人名 ※は特定独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	「勧告の方向性」(案)についての議論のポイント	備考(基本方針等)
							<p>る、②業務実態等に即した支出とするとの観点から適正化。</p> <p>3) 基金の業務実施体制について、今後、旧年金受給権者の逡減等により業務規模が縮小する部門とH24 基本方針等を受けたガバナンス強化等により業務規模が拡大する部門の業務量を適切に見積もり、必要な組織の整備を行うとともに、全体として常勤職員数を計画的に削減。</p>	
農林水産省	農林漁業信用基金	<p>○農林漁業者の経営に必要な資金借入に係る保証及び保険</p> <p>○農業信用基金協会及び漁業信用基金協会に対する同協会が行う保証業務の充実のために必要な資金の貸付け</p>	109 (4)	2,155	67	—	<p>1) 債務保証等業務について、健全な財務内容により継続的な業務運営を行う観点から、次期中期目標期間の最終年度までに勘定ごとの単年度の業務収支の黒字化を目指す。この際、部分保証の対象範囲及びサービサー導入対象範囲の拡充等により、事故率の低減、回収率の向上を図る。</p> <p>2) 債務保証等業務の保険料率・保証料率について、農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、現中期目標期間の事故率等を十分踏まえ、適正な保険料率・保証料率へ不断の見直し。</p> <p>3) 特殊会社化に向けての検討を速やかにとりまとめ、目標設定を図り特殊会社化を着実に推進するとともに、金</p>	<p>【H24 基本方針】</p> <p>・民間等からの出資の整理等を含め関係者と協議の上、特殊会社化について検討する。また、金融庁検査を導入する。</p>

主務府省	法人名 ※は特定独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の	支所等	「勧告の方向性」(案)についての議論のポイント	備考(基本方針等)
					財政支出 (億円) (注3)			
							融庁検査導入を視野に、ガバナンス機能の強化を図る。	

(第2WG)

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤 職員数 (非常勤 職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	「勧告の方向性」(案)についての議論のポイント	備考(基本方針等)
財務省	造幣局※	<p>○貨幣製造事業(貨幣の製造・鋳つぶし等)</p> <p>○精巧金属工芸品製造等事業(勲章、褒章、賜杯、記章、極印、金属工芸品の製造、貨幣の販売等)</p> <p>○貴金属の品位証明等</p> <p>○貨幣等に関する研究開発</p> <p><組織体制> 本局:大阪市北区天満 地方機関:支局2(東京、広島)、研究所1(本局内)</p>	926 (235)	286	—	「主な業務」欄に記載	<p>1) 固定的な経費の算定対象となるデータについては、偽造防止上の観点に配慮しつつ、情報を開示。</p> <p>2) 研究開発業務について、評価規程類が未整備であり研究テーマごとに予算が管理されていないことから、平成24年度は執行段階からこれを改めることとし、25年度以降は、適正な評価を実施。</p>	<p>【H24 基本方針】</p> <p>・偽造等への緊急対応が可能となる柔軟性を確保しつつ、行政執行法人とする。</p>
財務省	国立印刷局※	<p>○セキュリティ製品事業(①銀行券の製造、②国債証券、印紙、郵便切手、旅券その他の公共上の見地から必要な印刷物の製造又は印刷)</p> <p>○情報製品事業(①官報の編集、印刷及び普及、②法令全書の編集、印刷若しくは作成、白書その他の刊行物の普及、③その他公共上の見地から必</p>	4,470 (356)	771	—	「主な業務」欄に記載	<p>1) 固定的な経費の算定対象となるデータについては、偽造防止上の観点に配慮しつつ、情報を開示。</p> <p>2) 市販用の予算書・決算書については、本法人が引き続き実施することが適当か否か、民間等の活用も含め検討。</p> <p>3) 施設整備について、費用対効果及び投資の妥当性等について、厳格な事前審査を実施。</p>	<p>【H24 基本方針】</p> <p>・偽造等への緊急対応が可能となる柔軟性を確保しつつ、行政執行法人とする。</p>

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤 職員数 (非常勤 職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	「勧告の方向性」(案)についての議論のポイント	備考(基本方針等)
		<p>要な印刷物(国会用製品(議案・公報・会議録・予算書・決算書))の製造又は印刷</p> <p>○銀行券等に関する研究開発</p> <p>○病院事業</p> <p><組織体制> 本局:東京都港区虎ノ門 工場7(虎の門、滝野川、王子、小田原、静岡、彦根、岡山)、さいたま編集分室(さいたま新都心)、研究所(小田原)、研修センター(小田原(H22.4~))、お札と切手の博物館(王子工場内(H23.3~))、東京病院(北区)</p>						
財務省	日本万国博覧会記念機構	<p>○万博跡地の整備、跡地における文化的施設の設置・運営</p> <p>○日本万国博覧会記念基金の管理・運用、運用益による助成金の交付</p> <p><組織体制> 本部:吹田市(万博公園内)</p>	48 (15)	38	—	—	<p>1) 万博機構が保有する資産について、平成 25 年度末の法人廃止を視野に大阪府への移管に向けた実務的な作業を加速。</p> <p>2) 基金事業について、当委員会が指摘してきた①公園・環境に係る事業等への重点化や②公共性・透明性が確保された事業として承継。</p> <p>3) 公園事業勘定の投資有価証券については、万博機構</p>	<p>【H22 基本方針の H24FU(平成 24 年8月 17 日)】</p> <p>・機構の財産関係の整理等について、大阪府と協議が整ったことから、平成 26 年3月末に機構を廃止することを視野に、国・府等において財産関係の整理等に関する実務的な作業を進めることとしている。</p>

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の	支所等	「勧告の方向性」(案)についての議論のポイント	備考(基本方針等)
					財政 支出 (億円) (注3)			
							廃止の際、国の出資割合に応じて国庫返納。	
経済産業省	新エネルギー・産業技術総合開発機構 [NEDO]	<p>○産業技術、新エネルギー及び省エネルギー技術に関する研究開発の実施、助成金の交付等</p> <p>○新エネルギー及び省エネルギーの導入・普及に係る助成金の交付等</p> <p>○京都議定書に基づく温室効果ガスの排出削減単位の取得</p> <p>○鉱工業承継業務、石炭経過業務</p> <p><組織体制> 本部：川崎市幸区大宮町 地方支部：3か所(札幌市、大阪市、福岡市) 海外事務所：6か所(ワシントン、シリコンバレー、バンコク、北京、パリ、ニューデリー)</p>	849 (7)	1,369	1,307	「主な業務」欄に記載	<p>1) 法人のミッションについて、再生可能エネルギーの必要性が高まっていることから、新エネルギー分野に重点化。</p> <p>2) 研究開発マネジメントについて、世界最先端の資金配分機能を有する技術開発マネジメント機関を目指すとしているため、次期中期目標においては具体的な内容を明確に記載。</p> <p>3) 運営費交付金債務について、毎年度、500 億円前後が発生していることから、年度途中においても、機動的かつ柔軟な予算配分が行えるよう、プロジェクト管理の方法や予算配分手法の見直し等を行い、少しでも運営費交付金債務が減少するよう、不断の見直しと検討。</p> <p>4) 人材戦略について、より良い人材なくしては『技術開発マネジメント機関』としての資金配分機能は発揮できないことから、職員の資質を高めるような人材の採用・育成・流動化に関する方針を明確化。</p>	<p>【H24 基本方針】</p> <p>・研究開発型の成果目標達成法人とする。</p> <p>なお、本法人については、研究開発の資金配分機関としての性格を有しているが、資金配分実施機関については、事業仕分け等の議論を踏まえ、その在り方を抜本的に見直す必要があることから、その見直しの中でも本法人の機能、役割及び在り方についても検討する。</p>
経済産業省	情報処理推進機構 [IPA]	<p>○情報セキュリティ等対策の推進</p> <p>○情報システムの信頼性の</p>	169 (104)	101	39	「主な業務」欄に記載	<p>1) 情報処理政策とその実施機関について、</p> <p>①IT 業界は時々刻々と変化しており、危機感と緊張感をもった政策展開が必要であることから、情報処理政策の</p>	<p>【H24 基本方針】</p> <p>・3法人(経済産業研究所、産業技術総合研究所及び情報処理推進機構)については、統合の効果が十分に確</p>

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	「勧告の方向性」(案)についての議論のポイント	備考(基本方針等)
業 省		<p>向上</p> <p>○高度 IT 人材の育成(スキル標準、情報処理技術者試験等)</p> <p><組織体制> 本部:東京都文京区本駒込 海外事務所:ニューヨーク</p>					<p>実施体制を不断に見直し。</p> <p>②政策実施機関は、専門性・特殊性の業務を継続して行わなければならないとしていることから、IPAの人材戦略は抜本見直し。</p> <p>2) 指標設定・目標水準が曖昧で不明確であり、業務実績の効果が明確に把握されていないため、わかりやすい指標と明瞭かつ客観的な目標水準の設定、並びに事業効果の把握・算定手法の確立。</p> <p>3) 運営費交付金の 45%の債務が発生しており、当初計画の約半分が未達である現状を踏まえ、予算管理・事業体制等のマネジメントシステムの抜本見直しと執行能力に見合った予算規模の適正化。</p> <p>4) 他法人との統合が予定されていることから、業務見直しに当たっては勧告の方向性を反映。</p>	<p>保されるよう、業務運営の在り方を見直すとともに、役員数の削減を含む組織や事業規模の見直し、間接部門の効率化等について明確な目標を速やかに設定して、抜本的な合理化を行った上で統合することとし、研究開発型の成果目標達成法人とする。</p>
経 済 産 業 省	石 油 天 然 ガ ス ・ 金 属 鉬 物 資 源 機 構 [JOGMEC]	<p>○石油等及び金属鉬物の探鉱等に必要な資金の出資、融資及び債務保証等(リスクマネー供給)</p> <p>○石油等及び金属鉬物の探鉱等に必要な調査・研究・技術開発及び情報提</p>	475 (299)	16997	2,927	「主な業務欄」に記載	<p>1) 次期中期目標・中期計画において、本法人の存在意義や目指すべき姿を明確にするとともに、資源の探鉱・開発支援業務について、達成すべき内容や水準等を可能な限り定量的かつ具体的に明記。</p>	<p>【H24 基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果目標達成法人とする。 ・金融手法を用いたリスクマネー供給業務については、資源獲得の不確実性や民間金融機関では対応困難なカントリーリスク等の特殊性等を踏まえ、高度なガバナンスの仕組みを措

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	「勧告の方向性」(案)についての議論のポイント	備考(基本方針等)
		<p>供</p> <p>○石油及び金属鉱産物の備蓄</p> <p>○鉱害防止に係る支援</p> <p><組織体制> 本部：東京都港区虎ノ門 国内事務所：24 か所 ・技術センター(千葉市) ・金属資源技術研究所(秋田県) ・石油備蓄基地事務所 10 か所(苫小牧東部、むつ小川原、秋田、久慈、福井、菊間、白島、上五島、串木野、志布志) ・石油ガス備蓄基地事務所/事業所 5 か所(神栖、七尾、倉敷、波方、福島) ・鉱害防止支援事務所 5 か所(北海道、東北、中国・近畿、九州、松尾(管理事務所)) ・柏崎テストフィールド(新潟県柏崎市) 海外事務所：14 か所(バンクーバー、ワシントン、ヒューストン、メキシコ、リマ、サンティアゴ、ロンドン、中東、モスクワ、北京、ジャカルタ、ハノイ、シドニー、ポツワナ)</p>					<p>2) 金融資産棚卸及び取引先企業分析等による組織全体のリスクマネー資産管理に関する取組の充実を図り、リスクマネー供給による支援プロジェクトの管理を適切に実施。</p> <p>3) 現在手続中の国家石油備蓄基地操業の業務委託に係る入札について、入札参加資格要件の緩和等の効果の分析・検証を適切に実施し、その結果を次回の入札に活用。</p>	<p>置した金融業務型のガバナンスを適用する。</p>

(第3WG)

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	「勧告の方向性」(案)についての議論のポイント	備考(基本方針等)

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤 職員数 (非常勤 職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	「勧告の方向性」(案)についての議論のポイント	備考(基本方針等)
文 部 科 学 省	理 化 学 研 究 所	<p>○科学技術に関する試験・研究、その成果の普及・活用の促進</p> <p>○科学技術に関する試験・研究及び開発を行う者への施設及び設備の共用</p> <p>○科学技術に関する研究者・技術者の養成・資質の向上</p>	3,369 (1,170)	900	847	<p>研究所等(7)</p> <p>国内事務所(3)</p> <p>海外事務所(6)</p>	<p>1) 実施する研究について、理化学研究所の使命と目標の明確化を図り、科学技術政策全体の中で理化学研究所が真に担うべき研究に重点化。グリーンイノベーション及びライフイノベーションについては、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との役割分担・連携を図り、理化学研究所が達成すべき水準を次期中期目標に明記。</p> <p>2) 保有する知的財産について、必ずしも収支の観点のみにとらわれず、我が国の技術競争力の向上等に係る特許の戦略的な取得・保持が重要。一方、戦略的保持の必要性が低い特許は、一層効率的な管理を推進。</p> <p>3) 保有する研究施設について、施設の有効活用による我が国全体としての研究開発能力の向上や理化学研究所における自己収入の拡大を図る観点から、外部からの利用ニーズの更なる把握に努め、より一層の外部利用を推進。</p>	<p>【H24 基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発型の成果目標達成法人とする。 ・独創的シーズ創出のみならず、科学技術イノベーション創出のため、ニーズ主導への転換に向けて、研究分野の融合・総合化等の見直しを行い、併せて、現在、本法人に設置されている組織の再編整理を進める。その上で、組織横断的にニーズ主導・イノベーション志向を徹底するための統括組織を整備してガバナンスを強化する。
文 部 科 学	宇 宙 航 空 研 究 開 発 機 構	○宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術・航空科学技術に関する基礎研究、宇宙・航空に関する	2,167 (292)	2,089	2,064	国内事務所等(17)	<p>1) 宇宙事業について、民間事業者による宇宙開発利用の促進の観点から、衛星運用やロケットの打ち上げにとどまらず、研究開発等の民間への更なる技術移転及び事業の民間移管を推進。</p>	<p>【H22 基本方針及びFU 状況】 (航空科学技術事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、航空機技術に関する開発事業については、安全や環境

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	「勧告の方向性」(案)についての議論のポイント	備考(基本方針等)
省		<p>基盤的研究開発</p> <p>○人工衛星等の開発・打上げ・運用等</p>				<p>海外事務所 (5)</p>	<p>2) 航空科学技術に関する研究開発について、安全や環境に関連するものへの重点化を進める中で、国が独立行政法人に実施させるべき先端的かつ基盤的な研究開発に更に特化し、その具体的な方針を次期中期目標に明記。</p> <p>3) 機構が行う契約について、過大請求の再発防止の観点から、第三者を含めて、不正発生の原因究明を徹底的に行い、機構と契約相手先の双方における契約管理体制の見直しを含めた抜本的な再発防止策を実施。</p>	<p>に関連するものへの重点化を進める。</p> <p>→「実施中」</p> <p>航空機技術に関する研究開発事業については、引き続き安全や環境に関連するものへの重点化を実施する。</p> <p>【H24 基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発型の成果目標達成法人とする。 ・宇宙基本法の趣旨を踏まえ、国民生活や産業等の視点を宇宙開発に導入することにより、防災研究との連携強化や経済成長への寄与を図るため、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法を改正し、本法人の業務内容を見直す。
文部科学省	日本スポーツ振興センター	<p>○ナショナルスタジアムの運営・提供等に関する業務</p> <p>○国際競技力向上のための研究・支援等業務</p> <p>○スポーツ振興投票業務</p> <p>○スポーツ振興基金業務</p> <p>○災害共済給付業務、学校安全支援業務</p>	338 (296)	1,297	110	<p>支所 (6)</p> <p>施設 (7)</p> <p>海外事務所 (1)</p>	<p>1) スポーツ振興助成事業について、より公正かつ透明で効果的な助成を行うため、審査・採択までの一連のプロセスの透明性を確保するとともに、助成効果を検証し、審査等に活用することで助成事業の成果指標を次期中期目標において設定。</p> <p>2) 施設管理業務及びスポーツ振興投票業務について、一層コスト削減を図るため、次期中期目標において民間委</p>	<p>【H24 基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果目標達成法人とする。 ・施設管理やスポーツ振興投票業務において、民間への委託等により、さらなる効率化を図ることとし、民間委託方法の検討を含めた具体的な効率化策を平成 24 年夏までに作成する。 <p>→現在検討中</p>

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	「勧告の方向性」(案)についての議論のポイント	備考(基本方針等)
							<p>託方法の検討を含めた具体的な効率化策を明記。</p> <p>3) 国立登山研修所の業務について、近年登山事故が増加している状況下での中高年登山者への対策の強化などより具体的な対策を講じるとともに、具体的な成果指標を次期中期目標に設定。</p> <p>4) 保有する施設について、自己収入の確保の観点から、 ①固定広告物、命名権の更なる導入。②目標稼働日数の設定において、法人の努力を促すような目標を設定。</p>	
文部科学省	日本芸術文化振興会	<p>○芸術の創造・普及のための活動等に対する資金の支給等の援助</p> <p>○施設における伝統芸能の公開・現代舞台芸術の公演の実施</p> <p>○伝統芸能の伝承者の育成及び現代舞台芸術の実演家等の研修</p> <p>○伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究、資料収集</p> <p>○劇場施設の貸付</p>	296 (70)	186	140	施設 (8)	<p>1) 伝統芸能の伝承者の養成について、養成すべき分野の選択に係る具体的な方針を定めるとともに、選定に至った経緯・理由を明らかにする。また、伝統芸能の担い手の裾野を広げていくための効果的かつ効率的な取組を検討。 現代舞台芸術の実演家の研修について、次期中期目標に研修の成果目標を定めるものとし、研修成果を国民に分かりやすい形で明らかにするとともに、成果の検証を厳密に行い、研修分野・規模を不断に見直し。</p> <p>2) 芸術文化振興のための助成事業について、より一層の効率的な実施を図る観点から、文化庁が実施している国際芸術交流支援事業を日本芸術文化振興会に一元化。</p>	<p>【H22 基本方針及びFU 状況】 (組織体制の整備) ・新国立劇場運営財団及び国立劇場おきなわ運営財団への委託が実施されているが、法人が直営する場合との比較を含め、将来の運営体制についての検討を行い、結論を得る。 →「実施期限までに実施済み」 平成 23 年4月以降、「新国立劇場及び国立劇場おきなわの運営の在り方に関する検討会」を開催し、今後の運営形態その他の運営の在り方について有識者により議論。 同年6月、検討会の論点整理として、「現行の財団運営委託を維持することを基本としつつ、業務遂行上の諸課</p>

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	「勧告の方向性」(案)についての議論のポイント	備考(基本方針等)

(第4WG)

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	「勧告の方向性」(案)についての議論のポイント	備考(基本方針等)
国土交通省	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	<p>○整備新幹線等の鉄道の建設、保有・貸付け、譲渡・資金回収等</p> <p>○鉄道整備を行う鉄道事業者に対する補助金の交付等</p> <p>○旧国鉄の地位の承継に伴う費用の支払等</p> <p>○内航船舶の共有建造、技術支援等</p> <p>○運輸技術に関する基礎的研究等</p> <p><支所等></p> <p>鉄道建設本部</p> <p>・2支社(東京・大阪)</p> <p>・5新幹線建設局</p> <p>国鉄清算事業</p> <p>・2支社(東日本・西日本)</p>	1,597 (209)	18,751	965	「主な業務」欄に記載	<p>1) 船舶共有建造等業務について、未収金の発生防止、債権管理及び回収の強化等の取組を行い、繰越欠損金の縮減等を含め、海事勘定における財務内容の一層の改善を具体的に推進。</p> <p>2) 基礎的研究業務について、法人の業務としては廃止し、以後真に必要なものを国で実施。併せて、当該業務にかかる組織・人員の合理化を推進。</p> <p>3) 国鉄清算事業東日本支社について、平成 24 年末に廃止をし、人員の合理化を推進。また、同西日本支社についても、残された土地の処分の進捗状況等を踏まえ、人員の合理化を推進。</p>	<p>【H22 基本方針及び FU 状況】 (船舶の共有建造等業務)</p> <p>・内航海運活性化に向けた政策全体の中での位置付け、政策目標等を検討し、次期中期目標等に反映する。 →「実施中」</p> <p>財務改善や事業の見直しを行い、次期中期目標等に反映させる。</p> <p>【H22 基本方針及び FU 状況】 (基礎的研究業務)</p> <p>・法人の業務としては廃止し、真に必要なものについては国で実施する。 →「実施中」</p> <p>国で実施するために必要な法改正等を可能な限り早期に措置する方向で検討中。</p> <p>【H24 基本方針】</p> <p>・行政事業型成果目標達成法人</p> <p>・特例業務及び船舶に関する業務には一般の成果目標達成法人のガバナンスを適用し、このうち内航海運活性化融資業務には金融業務型のガバナンスを適用する。</p>

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	「勧告の方向性」(案)についての議論のポイント	備考(基本方針等)

【国際交流基金と国際観光振興機構の統合あるいは連携強化の在り方について(平成 24 年9月7日)】

- ・連携強化のために必要な取組を一層強化
- ・統合も視野に置き、法人の在り方及び業務運営の工夫について、必要な検討を実施

【国際業務型独立行政法人の海外事務所の機能的な統合について(平成 24 年9月7日)】

- ・事務所共用化、近接化の取組
- ・ワンストップサービスに係る業務提携の技本的強化
- ・当該都市に拠点のない法人の出張者に対する可能な便宜供与

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の	支所等	「勧告の方向性」(案)についての議論のポイント	備考(基本方針等)
					財政 支出 (億円) (注3)			
国土交通省	水資源機構	○水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域(三大都市圏、四国及び北九州)に対する水の安定的な供給の確保を図る	1,373 (365)	1,727	296	2支社 (中部・関西) 2地方局 (吉野川・筑後川) 32事業所	<p>1) 業務運営体制について、新築事業の完了や施設管理業務の民間委託拡大の状況を踏まえ、業務量に応じた組織及び要員配置となるよう要員配置計画を適時適切に改定。</p> <p>2) 総合技術センターにおける業務や同センターの試験場は、他の機関と類似していることから、重複を排除するとともに、関係機関との連携を強化。</p>	<p>【H22 基本方針及びFU 状況】 (ダム・用水路等の管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単純定型業務や安全・利害調整に直結しない業務は、コスト検証しつつ民間委託の拡大を図る。 <p>→「実施中」</p> <p>平成 23 年12 月に「維持管理業務等民間委託拡大計画」を策定し、モデル地区において試行中。</p> <p>【H24 基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政事業型成果目標達成法人 ・中核的な判断に関わる業務を除き、外部に委託又は移管し、大幅にスリム化する。その際は、コスト削減に結び付くよう業務の再構築を図る。
国土交通省	空港周辺整備機構	○福岡空港の周辺地域における緑地帯の造成、騒音の影響の少ない施設の用に供する土地の造成・貸付、住宅の騒音防止工事に対する助成等	28 (4)	33	4	—	<p>1) 機構が行う福岡空港の周辺環境対策業務について、今後、国管理空港に係る空港運営の民間委託等を進める中で、福岡空港について民間委託等を行うこととなる際に、機構の業務としては廃止し、新たな空港運営主体の業務として移管。</p> <p>2) 機構の事業、組織全般について、移管するまでの間、業務運営の効率化、業務の質の向上を図りつつ、効率的な事業執行を図るための組織及び定員の見直しを実施。</p>	<p>【H22 基本方針及びFU 状況】 (空港周辺環境対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境対策の進捗、コスト削減等を通じて、事業規模の縮減を図る。 <p>→「実施中」</p> <p>事業規模の縮減を図り、平成 23 年度予算において事業費を前年度比 14.9%減とした。</p> <p>【H24 基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空港周辺環境対策の適正な実施を確保しつつ、新たな運営主体に移管する方向で検討する。 ・移管までの間、成果目標達成法人

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤 職員数 (非常勤 職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	「勧告の方向性」(案)についての議論のポイント	備考(基本方針等)

(第5WG)

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤 職員数 (非常勤 職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	「勧告の方向性」(案)についての議論のポイント	備考(基本方針等)
内閣府	北方領土問題対策協会	○北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発、日本国民と北方領土在住ロシア人島民との間の相互交流事業、北方領土問題その他北方地域の諸問題についての調査研究を行うとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対する援護を行う ○北方地域旧漁業権者等に対する援護措置としての資金の融通を行う	16 (14)	16	15	2 (札幌事務所・根室連絡所)	1) 啓発事業については、複数の指標を設定し、多角的に国民の関心度を測定・分析。また、幅広く啓発活動を展開するために、北方領土問題に関心の薄いとされる若年層等に対する活動を重点的に実施。 2) 融資事業については、元居住得者等の高齢化により変容していく事業目的及び必要性を明らかにし、その必要性に照らして融資メニューを見直し。	【H22 基本方針及びFU 状況】 (啓発事業) ・既存の広報啓発方法を見直して重点化を図り、低コスト型の活動を推進する。 →「実施期限までに実施済み」 若い世代をターゲットとした全国キャンペーン、地方メディアの活用、インターネットを活用した事業等を実施。 【H22 基本方針及びFU 状況】 (融資事業) ・引き続き業務の効率化を図る。 →「実施中」 平成22年度から、個人信用情報システムを利用し、将来の債権回収コストの縮減に努める。 【H24 基本方針】 ・成果目標達成法人とする。
消費者庁	国民生活センター	○国民生活の改善に関する情報の提供 ○国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対	122 (91)	44	28	1(東京事務所)	1) PIO-NETについて、運用面の改善による苦情相談情報の登録期間短縮を図るとともに、その取組及び登録期間について次期中期目標等に明記。	【H22 基本方針及びFU 状況】 ・消費者庁の機能を強化する中で、独立行政法人制度の抜本的見直しと並行して、消費生活センター及び消費者団体の状況等も見つつ、必要な

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	「勧告の方向性」(案)についての議論のポイント	備考(基本方針等)
		<p>する情報の提供</p> <p>○重要消費者紛争の解決</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」報告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各機能の全てを維持し、基本的に一体性を確保しつつ、より一層充実 ・「消費者行政の司令塔機能が十分に発揮される上で不可欠な存在」として改めて位置づけ ・機能を効率化・強化し、より高度な行政サービスの提供を実現 ・独立性を法的に担保した特別の機関として、消費者庁を移行先とすることが有力な考え方 </div>					<p>2) センターの国への移管について、組織のスリム化及び統合効果を最大限に引き出す組織設計等を行うとともに、その取組について次期中期目標等に明記。</p> <p>事務所について、消費者行政全体の枠組みの中での商品テストの在り方を含め、最も効率的・効果的となるよう検討。</p>	<p>機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討する。</p> <p>→在り方検討会において報告書を発表(左枠内参照)</p> <p>【H24 基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者行政全体の機能を効率化・強化し、国民の安全・安心を確実に担保するため、必要な定員・予算を確保した上で、平成 25 年度を目途に本法人の機能を国に移管する。
厚生労働省	勤労者退職金共済機構	○中小企業退職金共済事業、勤労者財産形成促進事業の実施	269 (139)	8,495	92	—	<p>1) 退職金未請求者等の縮減について、現在取り組んでいる請求促進のための周知広報や住所把握に一層努めるとともに、退職金請求の可能性が低い長期未請求者等については、時効の援用も含め長期未請求者等数の縮減方策を検討</p> <p>2) 累積欠損金の解消について、付加退職金の仕組みや予定運用利回りの変更を検討した上で、「累積欠損金解消計画」を見直し、着実に累積欠損金の解消を推進</p>	<p>【H22 基本方針及びFU 状況】</p> <p>(退職金共済事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給資格を有するにもかかわらず未請求となっている退職金を確実に支給していくための取組を更に強化する。 ➢ 退職後の早期住所把握(6か月後から3か月後)を行う。 ➢ 住基ネットの活用を検討する。 <p>→「実施中」</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 退職後の早期住所把握を実施 ➢ 23 年度中に事業所が提出する退職届の様式を変更して住所欄を設ける措置を実施 ➢ 住基ネットの活用について総務省と調整中

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤 職員数 (非常勤 職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	「勧告の方向性」(案)についての議論のポイント	備考(基本方針等)
								<p>【H22 基本方針及びFU 状況】 (累積欠損金の解消) ・累積欠損金の確実な解消を図るとともに、必要に応じて、各退職金共済事業の予定運用利回りを的確に変更する。 →「実施中」 「累積欠損金解消計画」に基づき、累積欠損金解消に向けて取組中。 各退職金共済事業の予定運用利回りについては、中小企業退職金共済法の規定により、一般の中小企業退職金共済制度においては少なくとも平成 25 年まで、特定業種退職金共済制度においては少なくとも平成 26 年までに、予定運用利回りを含め、掛金及び退職金額等の検討を行い、必要に応じて変更を行う。</p> <p>【H24 基本方針】 ・高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型の成果目標達成法人とする。</p>
厚生労働	高齢・障害・求職者雇用	○高齢者雇用に関する給付金の支給、相談援助等 ○障害者に係る職業リハビリ	3,891 (2,780)	1,368	853	145 か所 (地域)	1) 本部の業務運営体制については、業務量の減少が見込まれる部門について実施体制の点検を行うとともに、統合によるシナジー効果を一層発揮できるよう再構築。	<p>【H22 基本方針及びFU 状況】 (旧高齢・障害者雇用支援機構の施設の合理化・集約化等) ・地域障害者職業センターの事務集</p>

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤 職員数 (非常勤 職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	「勧告の方向性」(案)についての議論のポイント	備考(基本方針等)
働 省	支 援 機 構	リテーションの提供、障害 者雇用納付金関係業務 等 ○職業能力開発業務(職業 訓練業務) 等				障害者 職業セ ンター 等)	2) ポリテクセンター等については、都道府県への移管を進めるとともに、定員充足率が低調なもの等は統廃合を含めて検討。 3) その他の地方施設についても幅広く整理・統合を検討。	約化により管理部門を縮減する。 →「実施期限までに実施済み」 全国 45 か所の同センターの事務処理を 11 のセンターに集約化。 (旧雇用・能力開発機構の施設等の合理化・集約化) ・ 職業能力開発総合大学校は相模原校を廃止し東京校へ集約する。 →「実施中」 平成 24 年度中に東京校へ集約予定。 ・ ポリテクセンター等については平成 24 年度までに、受入条件が整う都道府県への譲渡を集中的に推進する。 → 「実施中」 平成 23 年度から譲渡条件等を都道府県に提示し移管について交渉中。 【H24 基本方針】 成果目標達成法人とする。
厚 生 労 働	福 祉 医 療機構	○社会福祉施設、病院等の 設置等に必要な資金の 貸付及びこれに伴う経営 の診断・指導、情報提供	253 (21)	1,898	328	1 (大阪 支店)	1) 福祉医療貸付事業については、民業補完を徹底し、融資対象を重点化。また、福祉・医療分野の成長に資するため、民間金融機関に対して機構が保有するノウハウ等を提供するとともに、併せ貸しを一層拡大。	【H22 基本方針及びFU 状況】 (福祉貸付事業、医療貸付事業) ・福祉貸付事業及び医療貸付事業については、福祉医療政策の動向や金融経済環境を注視しつつ、業務や組

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	「勧告の方向性」(案)についての議論のポイント	備考(基本方針等)

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤 職員数 (非常勤 職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	「勧告の方向性」(案)についての議論のポイント	備考(基本方針等)
厚生労働省	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	○重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等	226 (113)	40	25	—	<p>1) 法人施設利用者の自立支援のための取組及び調査研究等について、全国の障害者支援施設等での活用を目的としたモデル的支援の確立や調査研究に特化。 知的障害者支援業務に従事する者の養成及び研修については、専門家を育成するための取組を推進。</p> <p>2) 法人の内部組織について、施設利用者数の減少に応じ、関係部門の体制の縮小を図っていくとともに、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員配置を行い、全体として人員・コストを縮減。</p>	<p>【H22 基本方針及びFU 状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者の減少に伴う人員削減等による効率化を図る。 →「実施中」 施設利用者の減少や定年退職の状況等に応じ、職員及び管理部門の非常勤職員を削減 <p>【H24 見直しの基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 成果目標達成法人とする。
文部科学省	日本私立学校振興・共済事業団(助成事業)	<p>○私立大学等に対する補助事業</p> <p>○学校法人等に対する貸付事業</p> <p>○学校法人等に対する経営支援・情報提供事業</p>	102 (1)	5,118	—	—	<p>1) 私立大学等経常費補助金について、「大学改革実行プラン」(平成24年6月5日文部科学省策定)の趣旨を踏まえ、明確なメリハリある配分・一層の重点投資を実施することで、私立学校のガバナンスの強化を推進し、経営基盤の強化を促進。</p> <p>2) 貸付事業について、少子化を背景として長期的には学生総数の減少が見込まれるなど私立学校における経営環境が一層厳しくなる状況を踏まえ、学校経営の安定的な運営を図る観点から事業を実施し、リスク管理機能を強化。</p>	

- (注1) 常勤職員数（任期付きの常勤職員を含む）と非常勤職員数は平成24年4月1日現在である。ただし、空港周辺整備機構は、平成24年7月1日現在である。
- (注2) H24 予算は、各法人の当初予算ベースの平成24年度全体の収入・支出に係る計画における支出予算の総額等（他勘定への繰入れを含む）。
- (注3) 国の財政支出は「平成24年度予算及び財政投融资計画の説明」（財務省主計局・理財局）による。